

入札時に提出する陳述書について

(お知らせ)

入札時には、入札書、住民票等のほか、陳述書も提出していただく必要があります（民事執行法 65 条の 2、民事執行規則 38 条 7 項、31 条の 2）。

入札書と共に陳述書が提出されないと、その入札は無効となります。また、陳述書の追完はできません。

陳述書の記載に不備がある場合には、入札が無効となる場合がありますので、記入、提出に当たっては、陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

なお、各陳述書の「陳述」欄にある「自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙（中略）のとおりです。」は、これに該当する場合のみ、□にチェックを入れてください。□にチェックが入っているのに、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない場合は、その入札は無効となります。

陳述書は、神戸地方裁判所姫路支部執行官室でお受け取りいただくか、BIT (<https://www.bit.courts.go.jp/>) のホーム画面右下にある「ダウンロード」にも掲載しております。

必要書類など、ご不明な点は、神戸地方裁判所姫路支部執行官室（079-281-3505）までお問い合わせください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 6 月 3 日
神戸地方裁判所姫路支部競売係
裁判所書記官 平 尾 良 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 6 月 19 日から 令和 7 年 6 月 26 日まで
開札期日	日 時 令和 7 年 7 月 2 日 午前 10 時 00 分 場 所 神戸地方裁判所姫路支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 7 月 23 日 午後 1 時 00 分 場 所 神戸地方裁判所姫路支部競売係
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 6 月 3 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 6 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～4	2, 250, 000 1, 800, 000	一括	450, 000	35, 086	15, 035
1	790, 000				
2	590, 000				
3	400, 000				
4	470, 000				



物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|--------------------|
| 1 | 所 | 在 | 加古郡播磨町古宮七丁目 |
| | 地 | 番 | 6 6 9 番 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 2 9 0 . 9 0 平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 加古郡播磨町古宮七丁目 |
| | 地 | 番 | 6 7 3 番 1 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 2 1 8 . 1 8 平方メートル |
| 3 | 所 | 在 | 加古郡播磨町古宮七丁目 |
| | 地 | 番 | 6 7 3 番 2 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 1 4 5 . 4 5 平方メートル |
| 4 | 所 | 在 | 加古郡播磨町古宮七丁目 |
| | 地 | 番 | 6 7 3 番 3 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 1 7 1 . 9 0 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年 4月 9日

神戸地方裁判所姫路支部競売係

裁判所書記官 平 尾 良 子

1 不動産の表示

【物件番号1～4】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～4】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1～4】

有限会社望海荘が占有しているが、その占有権原は不明である。同人所有の売却対象外の建物（家屋番号669番）が本件土地上に存在する。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1～4】

隣地（地番668番、670番、672番）との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。



- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|--------------|
| 1 | 所 | 在 | 加古郡播磨町古宮七丁目 |
| | 地 | 番 | 669番 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 290.90平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 加古郡播磨町古宮七丁目 |
| | 地 | 番 | 673番1 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 218.18平方メートル |
| 3 | 所 | 在 | 加古郡播磨町古宮七丁目 |
| | 地 | 番 | 673番2 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 145.45平方メートル |
| 4 | 所 | 在 | 加古郡播磨町古宮七丁目 |
| | 地 | 番 | 673番3 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 171.90平方メートル |



令和6年(ケ)第93号
令和7年2月10日受理
令和7年3月5日提出

現況調査報告書

神戸地方裁判所姫路支部

執行官 永 沼 孝 啓

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|--------------------|
| 1 | 所 | 在 | 加古郡播磨町古宮七丁目 |
| | 地 | 番 | 6 6 9 番 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 2 9 0 . 9 0 平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 加古郡播磨町古宮七丁目 |
| | 地 | 番 | 6 7 3 番 1 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 2 1 8 . 1 8 平方メートル |
| 3 | 所 | 在 | 加古郡播磨町古宮七丁目 |
| | 地 | 番 | 6 7 3 番 2 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 1 4 5 . 4 5 平方メートル |
| 4 | 所 | 在 | 加古郡播磨町古宮七丁目 |
| | 地 | 番 | 6 7 3 番 3 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 1 7 1 . 9 0 平方メートル |

不 動 産 の 表 示	「物件目録」のとおり	
住 居 表 示	加古郡播磨町古宮7丁目2番30号	付 近
土 地	物件1から4	
現 況 地 目	☒ 宅地（物件1から4） ☐ 公衆用道路（物件） ☐ 農地（物件） ☐ 雑種地（物件） ☐ 山林（物件） ☐ ☐	
形 状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☒ 不明	
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☐ 土地所有者 ☒ その他の者 ☒ 上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している ☐ 上記の者が駐車場として使用し、占有している ☐ 上記の者が更地の状態で占有している。 ☐ ☒ 「占有者及び占有権原」は執行官の意見のとおり ☐	
そ の 他 の 事 項		
執 行 官 保 管 の 仮 処 分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所支部 令和年()第号 保管開始日 令和年月日	
建 物 (目 的 外 建 物)	☐ ない ☒ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）	
土地建物の位置関係	☒ 不明 ☐ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

目的外建物の概況 (物件1～4関係)	
所 在	加古郡播磨町古宮7丁目 669番地、673番地1、673番地2、673番地3、674番地9
家 屋 番 号	☐ ない (未登記) ☒ 669番
種 類	☐ 居宅 ☐ 店舗 ☒ 共同住宅 ☐ 工場 ☐ 倉庫 ☐
構 造	木造瓦葺2階建
床面積 (概略)	1階 233.38㎡ 2階 226.01㎡
所 有 者	☐ 土地所有者 ☒ その他の者 ((有) 望海荘) ☐ 不明
建 築 時 期	☒ 昭和39年3月30日ころ ☐ 不明
建 築 者	☒ 現所有者 ☐ その他の者 () ☐ 不明
そ の 他 の 事 項	附属建物 符号1 種 類：共同住宅 構 造：木造瓦葺2階建 床面積：1階 173.55㎡ 2階 169.85㎡ 符号2 種 類：自転車置場 構 造：木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床面積：32.62㎡ 符号3 種 類：浴室 構 造：木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床面積：8.82㎡ 符号4 種 類：ポンプ室 構 造：コンクリートブロック造スレート葺平家建 床面積：4.16㎡

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■債務者代理人	本件土地の前所有者は、債務者ですが、債務者会社の関係者によると、目的外建物の本件土地に対する敷地利用権は把握していないとのことでした。
■播磨町役場 税務課職員	本件土地上の建物に関する図面については、建物自体が古いため見当たりませんでした。
■近隣住民	私がこちらに来てから十数年になりますが、当時から目的外建物は朽廃していました。夜間、若い人達が肝試しと称して出入りしていることがあります。誰が建物を管理しているかなどはわかりません。
■近隣住民	10年ほど前までは目的外建物に住んでいる者がいると聞いたことがありますが、それ以降は誰も住んでいないと思います。 誰が建物を管理しているかなどはわかりません。
■播磨町役場土木課 (書面回答要旨)	物件2から4に隣接する東側水路を占用する場合、播磨町の許可は必要となります。 占用料、占用許可期間及び更新時期などについては、播磨町法定外公共物管理条例及び播磨町法定外公共物管理条例施行規則を参照ください。 また、上記水路について、回答日時点（令和7年2月17日）において占用者はありません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

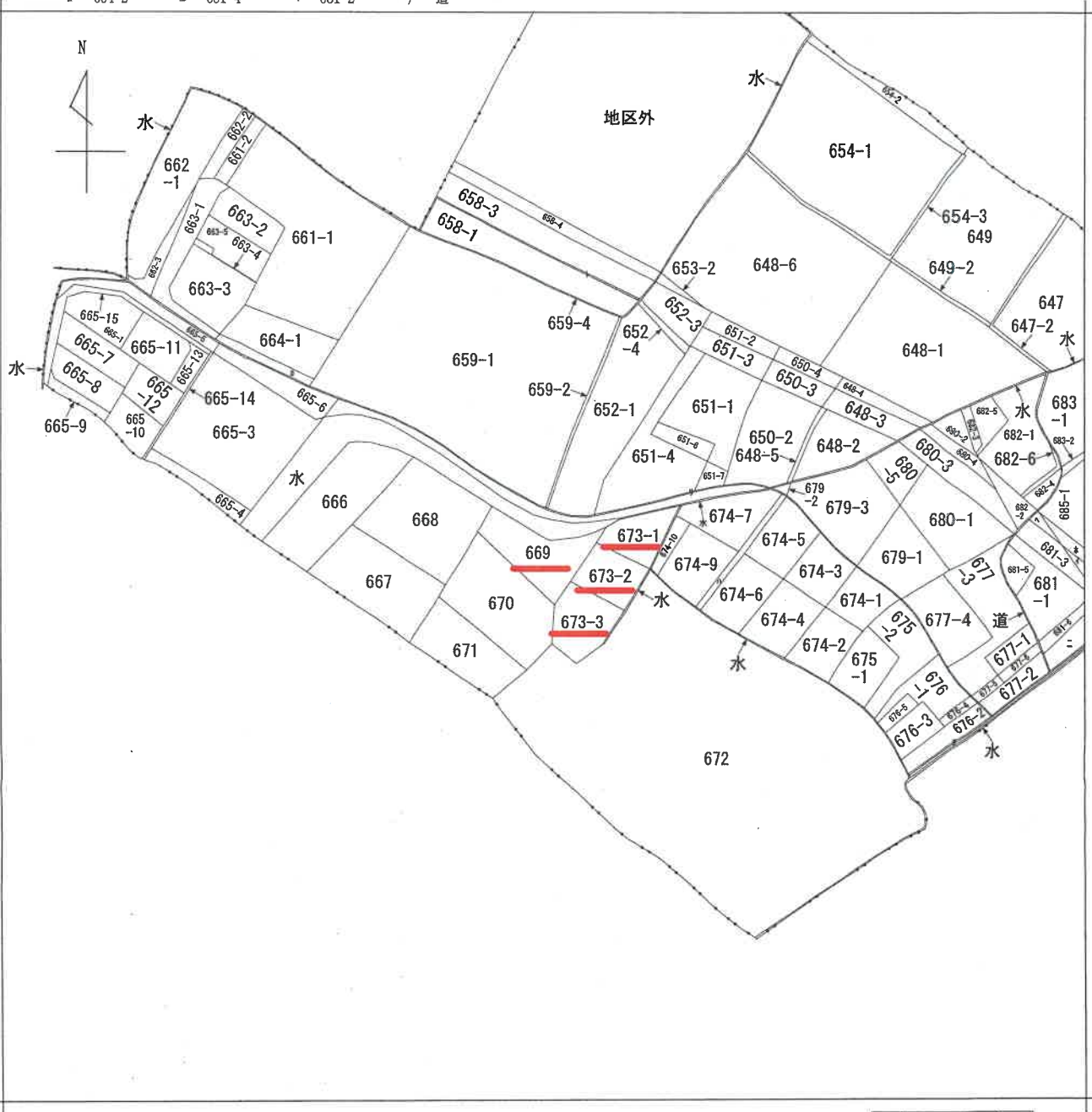
執行官の意見

- 1 本件土地の形状は、現地調査の結果から、2枚目記載のとおりと認めた。
土地の周辺には境界標識と思われる金属プレートなどは確認できず、法務局に地積測量図の備え付けがない上、後述の目的外建物は朽廃しており、立入禁止のロープが取り付けられていたため近づくことができなかったこと、目的外建物周辺も草木が繁茂しており周囲からの調査も困難であったことから土地の形状は不明であると判断した。
ただし、物件1と2の北側と物件2から4の東側は水路に面しており、この部分は水路に沿った形状と思われるので、隣地のうち地番668、670、672との境界が不明瞭である。
- 2 本件土地の占有状況等について
 - (1) 本件土地には、登記された目的外建物が存在しており、現地調査の結果からも目的外建物（少なくとも共同住宅が2棟、附属建物と思しき2棟、他は不明）が確認できた。しかし、登記された目的外建物は、法務局に建物図面の備え付けがない上、町役場に対する調査をしたものの建物の形状や配置関係が不明であり、上記のとおり本件土地の状況から目的外建物に近づいて調査することも困難である。
そのため、登記された目的外建物と現地調査によって確認できた目的外建物とが同一であるのかは判然としないが、両建物ともに共同住宅であることや床面積の規模などから、同一性があるものとして、本件土地には、3枚目記載のとおり目的外建物（一部確認未了の附属建物を含む）が存在するものと認めた。
 - (2) 目的外建物の本件土地に対する敷地利用権については、以下の調査結果から不明であると判断した。
目的外建物の所有者である（有）望海荘（法人登記に関する閉鎖登記簿上は「（有）望海荘」であり、以下後者で表記する）の清算人に対し、連絡を求める文書を送付したが、「あて所に尋ねあたりません」との理由で郵便物は返送された。なお、（有）望海荘は、昭和58年7月15日清算終了、同月18日に閉鎖の登記がされた会社である。
そして、目的外建物が建築された当時の本件土地の所有者は、（有）望海荘であり、その後、順次、売買などを経て、現在の所有者に所有権移転の登記がされている。そこで、現在の所有者から過去の所有者に対し、上記敷地利用権に関する照会をしたものの、現在の所有者からは期限までに回答はなく、前所有者である債務者からは関係人の陳述のとおり聴取したが、前々所有者及び前々々所有者からは期限までに回答がない、あるいは郵便物が返送された。
 - (3) 以上の結果から、本件土地の占有状況等は、（有）望海荘が本件土地に、3枚目記載の建物を所有し、占有していると認められるが、その占有権原は不明である。
また、土地建物の位置関係も上記の調査経過から調査が困難であるので不明であると判断した。
なお、報告書添付の地形及び建物配置図は概略図である（附属建物の位置は省略）。
- 3 物件2から4は、その東側にある水路を利用している状況であったので、占用許可に関し、照会した結果は関係人の陳述のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年2月10日（月） 10:25 ～ 11:17	物件所在地	物件確認、物件調査、写真撮影、近隣から聴取調査（不在）
令和7年2月10日（月） 16:09 ～ 16:14	執行官室	債務者代理人に照会（電話・発信）
令和7年2月10日（月） ～	執行官室	播磨町役場に照会書送付（水路） 所有者に照会書送付 目的外建物所有者に照会書送付
令和7年2月12日（水） 12:56 ～ 13:21	神戸地方法務局加古川支局	公図等閲覧及び登記事項証明書交付申請
令和7年2月12日（水） ～	執行官室	本件土地の前々所有者及び前々々所有者に照会書送付
令和7年2月13日（木） 11:20 ～ 11:27	播磨町役場	図面等交付申請
令和7年2月18日（火） 11:08 ～ 11:20	播磨町役場	課税台帳受領
令和7年2月18日（火） 11:32 ～ 12:15	物件所在地	物件調査、近隣から聴取調査
令和7年2月27日（木） 9:43 ～ 10:25	物件所在地	物件調査、写真撮影、評価人を同行
(特記事項) ☐ 令和年月日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和年月日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

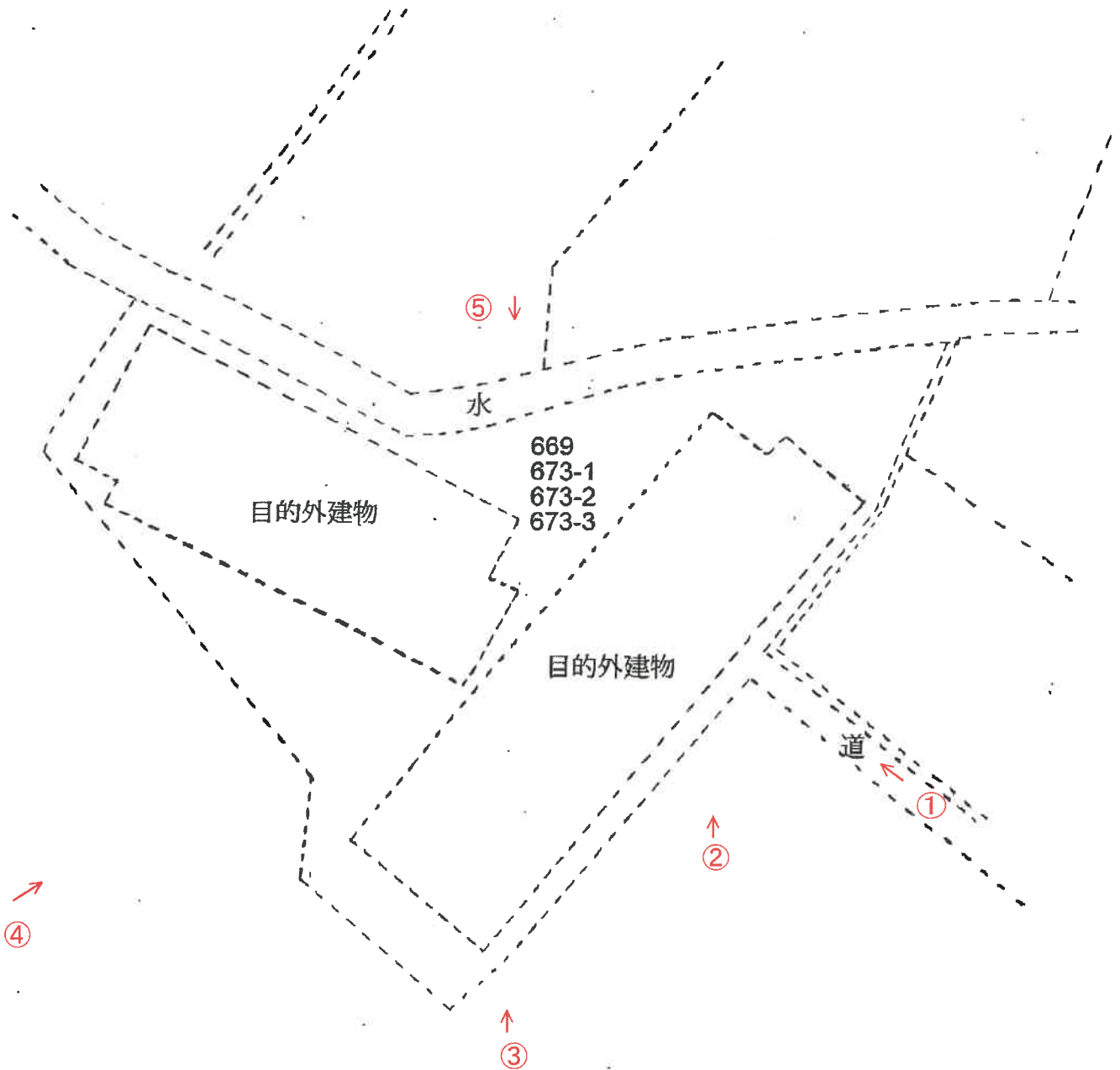


A	古	宮	7	丁	目
B	古	宮	7	丁	目
C	古	宮	7	丁	目
D	古	宮	7	丁	目
E	古	宮	6	丁	目
F	古	宮	6	丁	目
G	古	宮	6	丁	目
H	古	宮			
I	古	宮			

請 求 部 分	所 在	加古郡播磨町古宮七丁目				地 番	669番		
出 力 縮	縮尺不明	精 度 区 分	座 標 系 又 番 号 記 号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原図)			補 記 事 項	

本図面はA3版をA4版に縮小したものである

地形及び建物配置図



※境界不分明、建物朽廃のため建物の調査不能

↑ 写真撮影位置方向



No. 1

目的外建物と敷地



No. 2

本件土地



No. 3



No. 4

目的外建物



No. 5

目的外建物

附属建物と思しき建物

No.

令和 6 年 (ケ) 第 93 号
令和 7 年 2 月 27 日 現 地 調 査
令和 7 年 3 月 5 日 評 価

神戸地方裁判所
姫路支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

大谷 良太

第1 評価額

一括価格	
金2,250,000円	
内訳価格	
物件1	金790,000円
物件2	金590,000円
物件3	金400,000円
物件4	金470,000円

- 1 一括価格は、物件1～4の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 地 地 在 番 目 積	物件目録記載のとおり	
2	所 地 地 在 番 目 積	物件目録記載のとおり	
3	所 地 地 在 番 目 積	物件目録記載のとおり	
4	所 地 地 在 番 目 積	物件目録記載のとおり	
	特 記 事 項		
	特にない		

第4 目的物件の位置・環境等

土地の概況及び利用状況等（物件1～4）

位 置 ・ 交 通	山陽電鉄線 播磨町駅の南西方 約1km（道路距離） （附属資料位置図参照）	
付 近 の 状 況	中小規模の一般住宅等が多い住宅地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第1種住居地域 60 % 200 % 防火指定なし —
画 地 条 件	規模 826.43 m ² の 不整形地	
接面道路の状況	南東側 約2m道路 （建築基準法第42条第2項道路）	
土 地 の 利 用 状 況 等	目的外建物の敷地として利用されている。	
供給処理施設	上 水 道 あり ガ ス 配 管 なし 下 水 道 あり （注）供給処理施設における「あり」・「なし」とは対象物件の前面道路に引込み可能な該当施設の本管が通っている・通っていない状態にあることをいう。	
土 壌 汚 染 等	土壌汚染の可能性について特段の情報は得られなかったが、その有無及び内容について確実な情報を得るには専門調査機関による土壌汚染状況調査を要する。	
特 記 事 項	・ 上下水道については南東側道路には本管が通っているが、宅地開発で引込可能か否かについては播磨町上下水道課に確認を要する。 ・ 物件2から4に隣接する東側水路を占有する場合には播磨町の許可を必要とする。 なお、上記水路の占有許可はとられていない。 ・ 接面道路は有効幅員約2mで約0.6mの水路が北東方に位置する。当該道路は町道ではなく、また播磨町所有ではないため、建築等については担当部局に確認を要する。	

第5 評価額算出の過程

1 土地価格の判定

目的土地の価格を次のとおり求めた。

番 号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	土地価格(円) ア×イ×ウ×エ
1	36,900	0.30	290.90	0.70	2,250,000
2	36,900	0.30	218.18	0.70	1,690,000
3	36,900	0.30	145.45	0.70	1,130,000
4	36,900	0.30	171.90	0.70	1,330,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査（播磨(県)-1）

公示価格等(円/㎡) 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格(円/㎡)
 $74,500 \times 100/100 \times 100/101 \times 100/200 \div 36,900$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率

◇標準化補正：方位等（1.01）

◇地域格差：街路条件 接近条件 環境条件 行政条件 格差率
 $100/108 \times 100/106 \times 100/175 \times 100/100 \div 100/200$

イ 個別格差：規模過大、開発困難、形状不整形、境界不明瞭、行止り道路等（0.30）

ウ 地 積：登記記載数量

エ 建付減価：建物の老朽化の程度等、建物と敷地との適応性、建物と環境との適合性の考慮

2 評価額の判定

上記により求めた価格に、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

なお、件外建物がある場合にはその建物の有する土地利用権等が付着することによる制約を底地割合で考慮した。

番 号	土地価格（円） ア	底地割合 イ	市場性 修正 ウ	競売市場 修正 エ	評 価 額（円） ア×イ×ウ×エ
1	2,250,000	—	0.50	0.70	790,000
2	1,690,000	—	0.50	0.70	590,000
3	1,130,000	—	0.50	0.70	400,000
4	1,330,000	—	0.50	0.70	470,000
一 括 価 格（合 計）					2,250,000

イ 底地割合：土地利用権等の権利関係不明のため

ウ 市場性修正：老朽化した目的外建物の存在及び占有権原不明、境界不明瞭、開発の困難性等

エ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 特記事項

目的外建物の概況

所在：加古郡播磨町古宮 7 丁目669番地、673番地 1、673番地2、
673番地3、674番地9

家屋番号：669番

種類：共同住宅

構造：木造瓦葺 2 階建

床面積：1 階 233.38 m²
2 階 226.01 m²

所有者：(有)望海荘

建築時期：昭和39年 3 月30日 ころ

附属建物

符号1

種類：共同住宅

構造：木造瓦葺 2 階建

床面積：1 階 173.55 m²
2 階 169.85 m²

符号 2

種類：自転車置場

構造：木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床面積：32.62 m²

符号 3

種類：浴室

構造：木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床面積：8.82 m²

符号 4

種類：ポンプ室

構造：コンクリートブロック造スレート葺平家建

床面積：4.16 m²

所有者 (有)望海荘

土地利用権等は不明である。

以上の詳細については現況調査報告書に記載されている。

第7 参考価格資料

1 地価公示価格等 (播磨(県)-1)

所 在 : 兵庫県加古郡播磨町古宮6丁目604番38
「古宮6-1-12」

価 格 : 74,500円/㎡

位 置 : 山陽電鉄線「播磨町」駅より道路距離550m

価 格 時 点 : 令和6年7月1日

地 積 : 100㎡

供給処理施設 : 水道、ガス、下水

接 面 街 路 : 南西側幅員4m町道に接面

用 途 指 定 等 : 第1種中高層住居専用地域(建ぺい率60%, 容積率150%)

地 域 の 概 要 : 中小規模の一般住宅が多い住宅地域

2 固定資産税評価額(令和6年度)

物件1 : 5,293,158円

物件2 : 3,969,959円

物件3 : 2,646,579円

物件4 : 3,127,858円

第8 附属資料

1 対象不動産及び地価公示地等の位置図

2 公図写

3 地形及び建物配置図

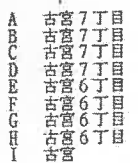
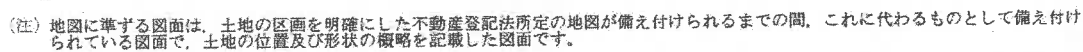
4 現況写真

以 上

物 件 目 録

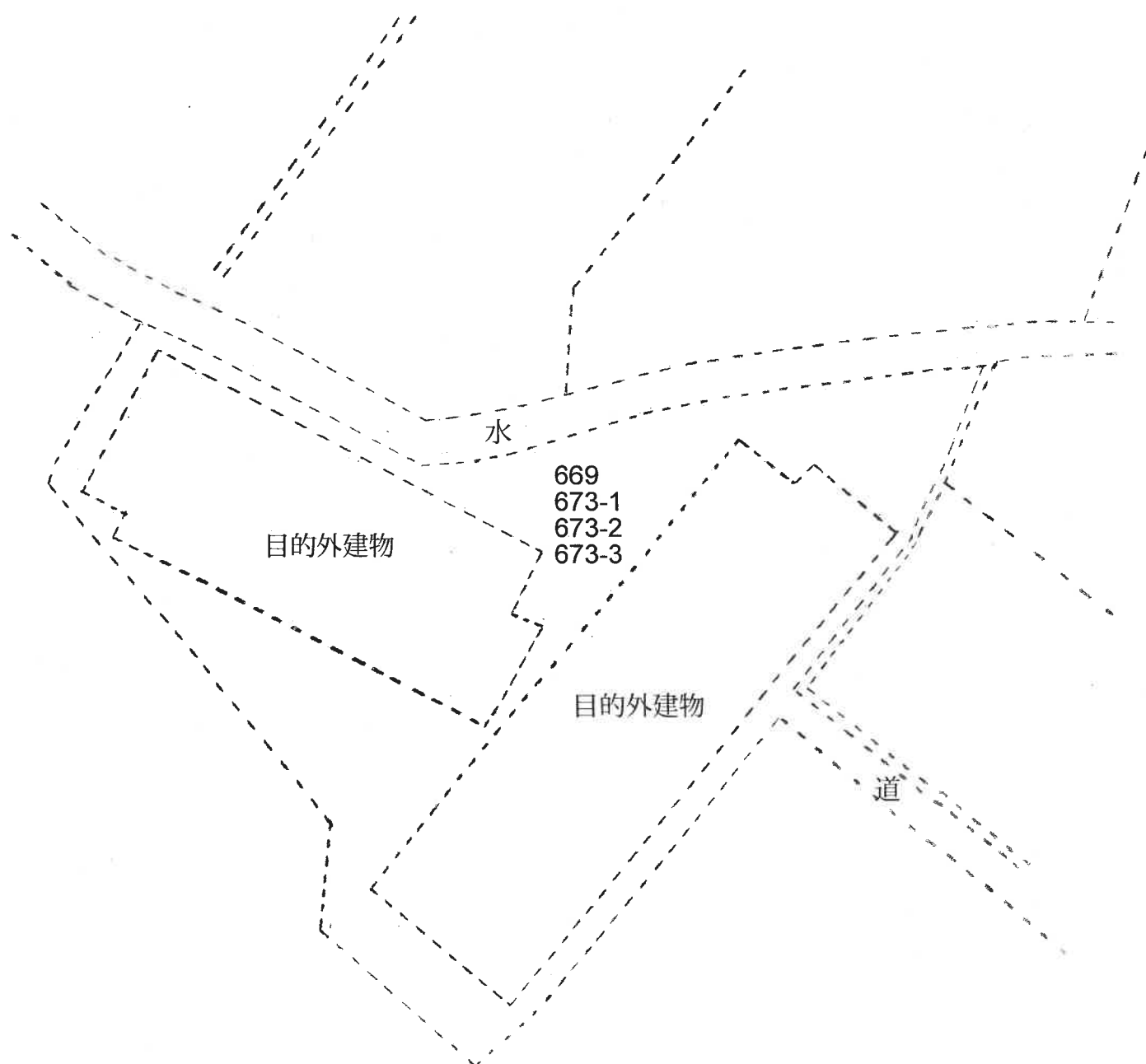
- | | | | |
|---|---|---|-------------------|
| 1 | 所 | 在 | 加古郡播磨町古宮七丁目 |
| | 地 | 番 | 6 6 9 番 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 2 9 0. 9 0 平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 加古郡播磨町古宮七丁目 |
| | 地 | 番 | 6 7 3 番 1 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 2 1 8. 1 8 平方メートル |
| 3 | 所 | 在 | 加古郡播磨町古宮七丁目 |
| | 地 | 番 | 6 7 3 番 2 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 1 4 5. 4 5 平方メートル |
| 4 | 所 | 在 | 加古郡播磨町古宮七丁目 |
| | 地 | 番 | 6 7 3 番 3 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 1 7 1. 9 0 平方メートル |





A3をA4に縮小

地形及び建物配置図



※境界不分明、建物朽廃のため建物の調査不能





